

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液の県外譲渡取扱規程

平成27年12月18日付第201500136462号

平成28年3月11日付第201500180627号

令和2年6月23日付第202000071101号

令和3年4月16日付第202100015507号

令和5年6月5日付第202300064607号

鳥取県農林水産部長通知

前文

鳥取県は、鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例52号。以下「条例」という。）に基づき、県内の畜産農家と関係団体の協力を得ながら、挙県一致の体制で鳥取県有種雄牛造成に取り組んでいる。そのため鳥取県有種雄牛から製造された人工授精用の凍結精液（以下「精液」という。）は県内肉用牛振興のために活用されることが最優先である。

他方で、和牛は日本固有の遺伝資源として、各県各地域が協力して守ってきたものであり、同時に互いの和牛遺伝子を利用することで、それぞれの地域の改良を進めてきたという経緯もある。このため県外の和牛改良に真摯に取り組む指導者・団体が地域の和牛改良に精液を活用する場合、譲渡して協力することにより日本全体の和牛改良に役立て、あわせて本県の和牛改良を一層すすめることにつなげるものとする。

（目的）

第1条 この規程は、精液を県外へ譲渡する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、譲渡とは精液を県外へ譲渡する場合のことをいう。但し、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 本県の種雄牛造成に必要な他県の種雄牛精液と交換するため精液を譲渡する場合。
- (2) 種雄牛造成を行う全国の都道府県が参加する肉用牛広域後代検定において、共同利用種雄牛に選定された県有種雄牛の精液を譲渡する場合。
- (3) 一般社団法人家畜改良事業団（以下「事業団」という。）と共同で実施した種雄牛造成協力事業により造成した県有種雄牛の精液について、事業団から依頼を受けて譲渡する場合。

（譲渡先）

第3条 譲渡する相手は、和牛の改良を目的とする公的機関、団体（農業協同組合、和牛改良組合、和牛育種組合、家畜人工授精師協会）及びその他鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課長（以下「畜産振興課長」という。）が適当と認める者とする。

（譲渡価格）

第4条 譲渡価格は、「農林水産関係教育試験研究機関等における生産品事務取扱要領」（平成19年3月30日第200600207770号部内各課長、各地方機関の長あて農林水産部長通知）第5条の規定及び「鳥取県畜産試験場生産品受払価格規程」に基づき、鳥取県畜産試験場長（以下「畜産試験場長」という。）が畜産振興課長と協議して定める。
（譲渡契約）

第5条 精液の譲渡を受けようとする者（以下「県外精液利用者」という。）は、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液県外譲渡契約（以下「県外譲渡契約」という。）の申込みを県に対して行うものとする。

2 前項の申込みは、精液県外譲渡契約締結申込書（様式第1号）を畜産振興課長に提出して行うものとする。

3 県外譲渡契約締結の当否は、鳥取県和牛振興会議遺伝資源管理部会（以下「遺伝資源管理部会」という。）で審議し、その結果を踏まえて畜産振興課長が決定するものとし、県外譲渡契約の締結の当否を様式第2号により県外精液利用者に通知するものとする。ただし、過去に鳥取県と県外譲渡契約（鳥取県家畜改良協会との契約も含む）の実績のある者においては、遺伝資源管理部会の審議を省略することができるものとする。

4 県外譲渡契約の締結を認めた場合は、鳥取県及び県外精液利用者は、別に定める契約書により、県外譲渡契約を締結するものとする。

（譲渡申請）

第6条 鳥取県と県外譲渡契約を締結した県外精液利用者は、精液の譲渡を受けようとする場合は、その都度鳥取県に精液譲渡申請を行うものとする。

2 前項の申請は、畜産試験場長の定める期間内に畜産試験場長に対して行わなければならない。

3 畜産試験場長は、第1項の申請を受理した場合は、その内容の審査を行った上で、畜産振興課長に進達を行うものとする。

4 畜産振興課長は、次に掲げる事項について、遺伝資源管理部会において審議するものとする。ただし、遺伝資源管理部会で認められた精液に限り、遺伝資源管理部会での審議を省略することができる。

（1）譲渡数量

（2）その他畜産振興課長が必要と認める事項

（譲渡の決定）

第7条 畜産振興課長は、遺伝資源管理部会での審議結果を踏まえ譲渡の可否及び内容を決定するものとする。なお、畜産振興課長は、遺伝資源管理部会の審議結果にかかわらず精液の生産状況等を勘案し、県内の精液需給に支障をきたすと判断した場合は、譲渡数量を制限することができる。

（県外精液利用者への通知）

第8条 畜産試験場長は、前条により決定された結果を当該県外精液利用者に通知するも

のとする。

(譲渡決定後の手続等)

第9条 第7条による譲渡の決定を行った場合は、鳥取県及び県外精液利用者は、県外譲渡契約に基づき、事務を執り行うものとする。

(その他)

第10条 この規程で定めることのほか精液の譲渡について必要な事項は、畜産振興課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月5日から施行する。

様式第 1 号

精液県外譲渡契約締結申込書

年 月 日

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課長 様

申請者 郵便番号
住 所
団体名
代表者 印
担当者
連絡先 TEL FAX E-mail

鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液の県外譲渡取扱規程第 5 条の規定に基づき、精液県外譲渡契約の締結について下記のとおり申し込みます。

なお、譲渡を受けた場合には下記の遵守事項を守り、適正に当該精液を管理することを約束します。

記

1 利用目的

(鳥取県有種雄牛凍結精液をどのように活用していくのかを記載してください)

2 添付資料

- ・組織の規約等
- ・組織の構成員（住所、氏名）の和牛繁殖雌牛飼養頭数

【遵守事項】

- 1 凍結精液を組織の構成員以外に転売しないこと。
- 2 凍結精液を種雄牛造成目的に利用しないこと。
- 3 凍結精液を利用し作成された受精卵を構成員以外に転売しないこと。
- 4 凍結精液の保管状況を的確に把握し、使用状況を報告すること。

様式第 2 号

精液県外譲渡契約締結決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課長

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申込みのあった精液県外譲渡契約締結申込みについては、下記のとおり決定したので、鳥取県有種雄牛人工授精用凍結精液の県外譲渡取扱規程第 5 条第 3 項の規定により通知します。県外販売を行っている鳥取県有種雄牛及び凍結精液価格は、鳥取県畜産試験場のホームページで最新の情報を御確認ください。

記

契約締結の可否	備考